

## 八千代市営繕工事週休2日制モデル工事の試行に係る積算方法等の運用

(趣旨)

第1条 この運用は、「八千代市営繕工事週休2日制モデル工事試行実施要領（以下「実施要領」という。）」第7条第2項の規定により、試行する週休2日制モデル工事に係る積算方法等の運用について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この運用において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 全館無人改修 仮庁舎等が準備されている等で改修する建物の全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。
- (2) 執務並行改修 建物に執務者がいる状態で行う改修工事（施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事を含む。）をいう。なお、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類し、また、執務並行改修の場合は、施工者が執務環境に配慮等しながら施工を行うことを前提として単価の補正を行うものとする。
- (3) 基準単価 「公共建築工事標準単価積算基準（平成19年2月15日国営計第145号）」の第2編、第3編及び第4編並びに「千葉県公共建築工事積算基準等資料」（以下「千葉県資料」という。）に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価をいう。
- (4) 基準補正単価 次に掲げる算定方式により導かれた単価をいう。
  - ア 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、この運用の表A-2による改修補正率を標準として算定する。
  - イ 電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、この運用の表E-2による改修補正率を標準として算定する。

ウ 機械設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、この運用の表M-2による改修補正率を標準として算定する。

エ 著しく作業効率が悪い場合においては、実情を考慮し労務費等を補正する。

(複合単価の補正方法等)

第3条 複合単価の労務単価は、労務費に補正係数として1.05を乗じて補正するものとする。

2 前項の規定による補正の方法は、交通誘導警備員の労務単価についても適用するものとする。

(市場単価、補正市場単価の補正方法等)

第4条 市場単価又は補正市場単価は、この運用の表A-2、表E-2及び表M-2に掲げる補正率を用いて、次に掲げる場合に応じた計算式により補正を行うものとする。

(1) 新営工事の場合

ア 市場単価×新営補正率

イ 補正市場単価×新営補正率

(2) 全館無人改修の場合(基準単価の算定)

ア 市場単価×新営補正率

イ 補正市場単価×新営補正率

(3) 執務並行改修の場合(基準補正単価の算定)

ア 市場単価×改修補正率

イ 補正市場単価×改修補正率

2 前項の規定により市場単価又は補正市場単価を補正するに当たり、執務並行改修の場合の基準補正単価については、千葉県資料第4編第1章8(3)口の表A-1、表E-1及び表M-1の市場単価及び補正市場単価改修補正率の欄に掲げる数値によらず、この運用の表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率の欄に掲げる数値を用いて、市場単価又は補正市場単価の補正を行

うこと。

(物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)の補正方法等)

第5条 物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、この運用の表A-2、表E-2及び表M-2に掲げる補正率を用いて、次に掲げる場合に応じた計算式により補正を行うものとする。

- (1) 新営工事の場合 物価資料の掲載価格×新営補正率
- (2) 全館無人改修又は執務並行改修の場合 物価資料の掲載価格×改修補正率

2 前項に規定する物価資料の掲載価格は、千葉県資料第4編第1章で定める運用を基準とする。

附 則

この運用は、令和5年4月1日から施行する。

表 A - 2 建築工事の補正率

工種	摘要※	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※ この表の摘要の欄における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示すものとする。

- (1) 市場単価：市場単価及び補正市場単価の補正率
- (2) 物価資料：物価資料の掲載価格の補正率

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管, 2種金属線ぴ及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事) 銅板式, 銅覆鋼棒, 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用, ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト, 排煙ダクト及び低圧 チャンバー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス, 制気口, ダンパ ー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 (ユニット を除く。)	取付手間のみ	1.04	1.25